

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	57	受理年月日	令和2年5月28日
件名	PCR検査が可能な公的発熱外来の設置等		
要旨	<p>5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除された。無論、感染症の脅威が消滅したわけではなく、私たち医療者は行政と共に感染拡大防止に向け、あらゆる取組を担う所存である。</p> <p>爆発的感染を防ぐため、拡大を封じ込めることは感染症対策の基本である。そのために、PCR検査の一層の拡充が求められる。府は京都府・医師会京都検査センターを設置し、運用を開始。本市も行政検査にまい進している。</p> <p>しかし、地域の開業医が入口となり、PCR検査へつなぐこの仕組みは、診療所内での他の患者への感染や診療所スタッフの感染の危惧が払拭されない。私たちは早くから、自治体が全行政区の区役所・支所に公的な発熱外来を設置し、そこでPCR検査も担い、地域の開業医が公的な発熱外来へ出務する形で診療する仕組みが必要と主張してきたところである。また、今般の事態は、本市による行政区保健所の廃止や地域の保健衛生施策に係る専門職のセンター統合といった政策が果たして正しかったのかどうかの検証を求めている。私たちは地域密着で、きめ細やかな感染拡大防止を、行政と地域の医師が進めることが必要と考えており、保健所機能の復活を求めたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えが主因となり、大多数の地域の保険医療機関の経営が危機にひんしている。私たちの独自調査でも92パーセントの医療機関において外来患者が最大7割減少し、保険診療収入も91パーセントの医療機関で大きく減少している。</p> <p>本市は補正予算案で、感染症患者を受け入れる医療機関を対象に独自の財政支援策を提案した。私たちはこれを歓迎するが、一方で新型コロナウイルス感染症拡大防止を支えるのは、実際に患者を受け入れている医療機関だけではない。本市においては、独自の財政支援策の対象を全保険医療機関に拡大してもらいたい。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 PCR検査も担う公的な発熱外来を最低でも市内全ての区役所・支所単位で設置すること。 2 市内全ての区役所・支所に医師、保健師等専門職を増員、再配置、研修も実施し、保健所機能を復活させ、地域の医療者と協働し、地域密着で感染拡大防止に向けた施策を進めること。 3 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、経営危機にある診療所を本市独自の医療機関に対する支援制度の対象とすること。 4 全保険医療機関へ感染防御に必要な医療資材を十分に支給すると同時に、感染防御のための施設整備に対する財政補助制度を創設すること。 		
陳情者	<p>京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓</p>		
回付委員会	<p>教育福祉委員会</p>		